

平成30年第9回日高市農業委員会議事録

|                 |               |       |     |      |        |     |
|-----------------|---------------|-------|-----|------|--------|-----|
| 開催月日            | 平成30年9月25日(火) |       |     |      |        |     |
| 開催場所            | 日高市役所 301会議室  |       |     |      |        |     |
| 開催時刻            | 午後1時30分       |       |     |      |        |     |
| 閉会時刻            | 午後2時30分       |       |     |      |        |     |
| 議長              | 横手 澄男         |       |     |      |        |     |
|                 | 議席番号          | 氏名    | 出欠席 | 議席番号 | 氏名     | 出欠席 |
| 農業委員            | 1             | 横田 拓也 | 出席  | 8    | 江連 喜美  | 出席  |
|                 | 2             | 島村 実  | 出席  | 9    | 福井 一洋  | 出席  |
|                 | 3             | 島村 芳孝 | 出席  | 10   | 横手 澄男  | 出席  |
|                 | 4             | 清水 典子 | 出席  | 11   | 浅田 カヨ子 | 出席  |
|                 | 5             | 梅澤 三子 | 出席  | 12   | 福嶋 輝幸  | 出席  |
|                 | 6             | 佐藤 茂男 | 出席  | 13   | 森谷 進   | 出席  |
|                 | 7             | 道谷 淳史 | 出席  | 14   | 鳴河 のり子 | 出席  |
| 推進委員<br>農地利用最適化 | 1             | 師岡 一夫 | 出席  | 4    | 鈴木 國昭  | 出席  |
|                 | 2             | 紫藤 清司 | 出席  | 5    | 庄司 等   | 出席  |
|                 | 3             | 眞通 昭彦 | 出席  | 6    | 本藤 利一  | 出席  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 議事<br>関係<br>出席者 |   |
| 事務局             | 事務局長 小鹿野 高光 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩<br>主事 榊 有也  |
| 傍聴人             |   |
| 議事              | <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第5 議案第38号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>日程第6 議案第39号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第7 専決処分の報告について</p> <p>その他</p> |

|            |   |
|------------|---|
| 議 長        | <p><b>日程第1 議事録署名委員の指名</b></p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は4番、5番にお願いします。</p>  |
| 議 長        | <p><b>日程第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第2 議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>   |
| 事務局        | <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>  |
| 議 長<br>6番  | <p>20日に現地確認をしました。申請地は県道日高川島線を坂戸方面に向かって左側に位置する土地です。現在は、桑の木と栗の木が数本と背丈ぐらいの雑草が生えている状態でした。</p>   |
| 議 長<br>7番  | <p>本件担当の7番より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人は旭ヶ丘地区で長年酪農をしている方です。今回は不動産会社から紹介を受けて申請に至っております。</p>  |
| 議 長<br>委員  | <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p>   |
| 議 長<br>委員  | <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>  |
| 議 長<br>事務局 | <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p> <p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p>   |
| 議 長<br>1番  | <p>本件担当の1番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>先日、現地確認をしてきました。現在は大根が作付けされておりました。</p>   |
| 議 長<br>8番  | <p>本件担当の8番より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>1番（推進委員）と22日に譲受人から話を伺いました。譲受人は〇〇歳で兼業農家です。譲渡人は譲受人の妹であり、相続で農地を取得したとのことです。譲渡人は長年耕作をしておらず後継者もいないため、また、隣接地が譲受人の畑であるということから、今回の申請に至っております。譲受人は長女夫婦など親族と一緒に耕作をしているとのことで、農機具も揃っています。栽培した作物については出荷しておらず、すべて自家消費とのことです。</p> |
| 議 長<br>12番 | <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>畑への出入はどうしていますか。</p>  |
| 議 長<br>8番  | <p>道路側の土地の土地所有者から了解を得て、出入口として利用しているとのことです。</p>  |
| 議 長        | <p>質疑がありましたらお願いします。</p>   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 委員<br>議長         | ありません。<br>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。  |
| 委員<br>議長         | 異議なし。<br>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。   |
| 議長<br>事務局<br>議長  | 事務局より3番の朗読をお願いします。<br>〈議案朗読〉<br>本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。  |
| 8番               | 申請地はもくせい通りの藤川屋酒店から板仏の信号へ向かう途中のバイパス付近に位置します。現在は、南側に1、2mほどの栗の木やブルーベリーが約15本あり、その他の部分はアスパラが栽培されていました。譲渡人が6月に亡くなり、遺産の整理を受けている会社から周辺の土地を所有している譲受人へ話があったとのこと。譲受人は〇〇歳で職業はサラリーマンですが、以前から里芋などの露地野菜を栽培し、一部の畑では栗も栽培しているとのこと。出荷先は特にありませんが、農機具は揃っているとのこと。 |
| 議長<br>委員<br>議長   | 質疑がありましたらお願いします。<br>ありません。<br>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。  |
| 委員<br>議長         | 異議なし。<br>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。   |
| 議長               | <b>日程第3 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について</b><br>日程第3議案第36号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。   |
| 事務局<br>議長        | 〈議案朗読〉<br>本件担当の2番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。  |
| 2番               | 24日に現地確認をしました。申請人は昔から農業をしている方です。申請地は田木の信号付近に位置する土地です。現在、申請地には既に物置がありました。申請人は過去に建築確認を出したと話していました。  |
| 議長<br>12番<br>事務局 | 質疑がありましたらお願いします。<br>建築物は適法に建築されたものですか。<br>建築物は過去に建築確認の申請が出ています。昭和59年頃に国道407号線の拡幅計画があり、その影響で母屋が東側に移り、宅地内に建築する予定の物置の一部が農地に入ってしまったため、今回、追認で宅地にする計画です。  |
| 議長               | 質疑がありましたらお願いします。  |

|                |  |
|----------------|--|
| 委員<br>議長       | ありません。<br>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。   |
| 委員<br>議長       | 異議なし。<br>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。   |
| 議長             | <b>日程第4 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について</b><br>日程第4議案第37号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。日高市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により2番は退席願います。事務局より1番の朗読をお願いします。  |
| 事務局<br>議長      | <議案朗読><br>本件担当の3番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。   |
| 3番             | 申請地は日高市浄化センターの入口付近の土地です。全体的に北側から南側にかけて、ゆるい傾斜となっており、周辺は殆ど田です。現在は、申請地の一部は地面が湿っていて、機械が入らないため、草を刈り切っていない状態でした。申請人は下高萩で農作物を栽培している農家です。譲受人は譲渡人から依頼されて申請地に土を入れる業者です。今回の申請では田を畑にして農作物を栽培したいとのことです。 |
| 議長<br>委員<br>議長 | 質疑がありましたらお願いします。<br>ありません。<br>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。   |
| 委員<br>議長       | 異議なし。<br>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。2番は入室してください。   |
| 議長             | <b>日程第5 議案第38号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</b><br>日程第5議案第38号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。  |
| 事務局<br>議長      | <議案朗読><br>本件担当の3番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。   |
| 3番             | 申請地は高萩駅北側の区画整理内の土地です。現地は、きれいに管理されている状態でした。申請人は兼業農家であり、農業への意欲がある方で栽培計画が綿密に練られていました。具体的には近所の子どもが栗拾いなどの体験ができる農業をしたいとのことです。農機具は父親が使っていたものがあるとのことです。  |
| 議長<br>12番      | 質疑がありましたらお願いします。<br>納税猶予制度と議題の趣旨を教えてください。  |

|          |  |
|----------|--|
| 事務局      | 納税猶予制度は、農地を相続するにあたって、納税する義務が生じますが、その納税の猶予を受けるため、相続する農地を継続して農業をしていくというものです。議題の趣旨としては、申請人が本当に農業ができるのか、また、農業をしていけるのかについて審議するものです。 |
| 14番      | 納税猶予の期間は20年間ですか。   |
| 事務局      | 生産緑地の納税猶予期間は終身となります。   |
| 13番      | もし、期間途中で農業をしなかった場合はどうなりますか。  |
| 事務局      | 期間を遡って納税することになります。   |
| 14番      | 農業をすることができない体になったときはどうなりますか。   |
| 事務局      | 例外的な措置として、第三者に農地を貸すなどの制度があります。   |
| 5番       | 高齢を理由に例外的な措置を受けることはできますか。  |
| 事務局      | 税務署の判断となりますが、おそらく高齢は理由にならないと思われます。   |
| 6番(推進委員) | 生産緑地は指定から30年経過する前に期間を延長することができますが、申請地は延長できないのですか。  |
| 事務局      | 申請地についても生産緑地の期間を延長することは可能です。   |
| 議長       | 質疑がありましたらお願いします。   |
| 委員       | ありません。   |
| 議長       | 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件は、適格者証明発効ということによろしいでしょうか。   |
| 委員       | 異議なし。  |
| 議長       | 異議なしと認めます。本件は原案のとおり証明書発行と決しました。  |
|          | <b>日程第6 議案第39号 農用地利用集積計画(案)の決定について</b>   |
| 議長       | 日程第6 議案第39号農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。議事参与の制限により7番は退席願います。事務局より1番の朗読をお願いします。   |
| 事務局      | <議案朗読>   |
| 議長       | 本件担当の5番より申請地の状況について説明をお願いします。  |
| 5番       | 申請地は高麗川中学校からベイシアへ向かう道を途中で右折した場所に位置します。現在はチガヤやヨモギが1mくらい生えている状態でした。  |
| 議長       | 事務局より申請人の状況について説明をお願いします。  |
| 事務局      | 申請人は、市から認定農業者として認定を受けており、年間の農業従事日数は300日、主にキャベツ、サツマイモ、ブロッコリーなどを栽培する農業者です。申請地は申請人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。            |
| 議長       | 質疑がありましたらお願いします。   |
| 委員       | ありません。   |
| 議長       | 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。  |
| 委員       | 異議なし。  |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。 7番は入室してください。   |
| 議 長   | 議事参与の制限により 13番は退席願います。事務局より 2番の朗読をお願いします。   |
| 事 務 局 | <議案朗読>  |
| 議 長   | 本件担当の 7番より申請地の状況について説明をお願いします。  |
| 7 番   | 先日、現地確認をしました。申請地は長年申請人が借りている畑で現在は野菜の種が蒔かれていました。   |
| 議 長   | 事務局より申請人の状況について説明をお願いします。   |
| 事 務 局 | 申請人は、市から認定農業者として認定を受けており、年間の従事日数は 350 日、主にトマト、イチゴなどを栽培する農業者です。申請地は平成 25 年から申請人が利用権を設定している土地で引き続き耕作するため、更新を目的として申し出に至っております。 |
| 議 長   | 質疑がありましたらお願いします。  |
| 委 員   | ありません。  |
| 議 長   | 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。                                     |
| 委 員   | 異議なし。   |
| 議 長   | 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。13番は入室してください。   |
| 議 長   | <b>日程第 7 専決処分の報告について</b>  |
| 14 番  | 日程第 7 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。  |
| 事 務 局 | 長屋住宅と共同住宅の違いを教えてください。   |
| 2 番   | 共有する廊下や階段がある建物は共同住宅であり、共有しない建物は長屋住宅です。  |
| 事 務 局 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について概要を教えてください。   |
| 2 番   | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願は、申請者(相続人)が生産緑地を買取申出をする際に、買取申出の事由の生じた者(被相続人)が農業に従事していたかどうかを証明するものです。                                |
| 事 務 局 | 土地は売却されるのですか。   |
| 5 番   | まずは、買取を希望する農家を募り、希望者がいない場合、行為制限が解除され、一般の方に売却されるものと思われま。   |
| 議 長   | 線路に近い土地は、どうやって出入りしているのですか。  |
| 議 長   | 幅員 3 m ほどの入口が農地の左上にあります。  |
| 委 員   | 質疑がありましたらお願いします。  |
|       | ありません。  |

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 議 長 | 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。 |
|-----|--------------------------------|

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印